

養産仕第1号

養老 Pay 事業企画運営等業務仕様書

1. 業務名

養老 Pay 事業企画運営等業務

2. 事業目的

本町では、地域経済活性化並びにDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に資するため、令和3年10月より、町独自の地域通貨アプリ「養老 Pay」の運用を開始した。また令和5年度にはデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE2）の採択を受け、「養老 Pay」を活用した「Smart Town YORO Project」の取り組みを開始し、データ連携基盤の構築および公的個人認証機能の搭載を中核とした「養老 Pay」の大幅な機能拡充に取り組んできた。

今後この取り組みを更に進化・深化させ、「養老 Pay」を単なる電子地域通貨としての役割から、観光（関係人口拡大）・交通（オンデマンドバス連携）・ヘルスケア（「YORO健康通帳」アプリとの連携）といった機能までも含んだ養老町のポータルアプリとして定着させてしていくことを目指している。

本業務は、「養老 Pay 事業」の運営および養老 Pay の各機能の利活用により、データ連携基盤事業の定着をサポートすると共に、利用者の実態やニーズなどを調査・分析することを通して「Smart Town YORO Project」を支援し、地域経済の活性化及び町内のDX推進並びに住民のWell-beingの向上を図ることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 「Smart Town YORO Project」の実現に向けた事業進捗管理

本町が取り組むデジタル田園都市国家構想（養老町地域消費活性デジタル化事業）の実現に向けた事業進捗管理及び取組をサポートする。

(2) 養老 Pay 及びデータ連携基盤事業の機能改善にかかるマネジメント

養老 Pay を運営するに当たり、データ連携基盤事業、「YORO健康通帳」アプリ事業などに対して、助言、提案、改善等を実施する。

(3) 調査・研究の実施及び調査結果の分析、次年度以降の事業提案

「養老 Pay」と同様に電子地域通貨と連携したデータ連携基盤を活用した他自治体の先進事例を基にした利活用状況の把握、活用可能性や経済的効果及び費用対効果の効果検証、調査結果に基づく事業提案を行う。具体的な調査内容等は以下の通り。

① 指標に基づく調査の実施

養老 Pay の普及促進のため、以下の指標にもとづく調査・分析を実施する。

- 養老 Pay の普及促進に向けたニーズ調査

- 「Smart Town YORO Project」のKPIに基づく調査

- 定性調査等によるニーズや課題の抽出

②次年度以降の事業提案

持続的なインセンティブとなるポイント設計の在り方、サービス企画の検討および提案を行う。

また、「養老P a y」の利用促進に向け、展開戦略、事業運営体制等含めた中長期（3～5年程度）の事業提案を行う。

③ガバナンス設計の提案

パーソナルデータの利活用に向けた必要なルール等の洗い出し及び課題の整理を行う。

(4) キャンペーン及びプロモーションの企画・実施

利用者、加盟店ともに「養老P a y」への理解・共感を深め、認知度向上、利用者拡大につなげるべく、各種キャンペーン及びプロモーションを企画、実施すること。

① キャンペーン実施概要

「養老P a y」の普及と理解を促進する手段として、地域等と連携した、多くの興味・関心を喚起するキャンペーンを企画し、実施すること。なお、キャンペーン等で発行するポイント等の費用は、事前協議を行い、原則町が負担するものとする。

(ア)実施回数

年間を通し合計4回以上、実施すること。

(イ)実施内容

実施にあたっては、以下のとおり企画、実施すること。

- ・期間1か月以上のロングランキャンペーンを2回以上実施すること。
- ・「養老P a y」の機能（クーポン出し分け、スタンプラリー等）の活用、養老町の先進的な取り組み、町内イベントと連携したキャンペーンを実施すること。
- ・企画にあたっては、地域の団体や民間事業者等との連携を意識すること。
- ・必要に応じてキャンペーンで使用する販促物等を制作すること。
- ・上記の他、より効果的で機運醸成を図る企画があれば提案すること。

② プロモーション実施概要

「養老P a y」及び関連キャンペーンを周知することを目的に、プロモーション効果を高める手法を企画し、適切な時期に実施すること。

- ・「養老P a y」の機能、キャンペーンとの連携をふまえたプロモーション内容にすること。
- ・SNS等と有機的な連携を図り、ターゲットへの訴求効果を高めるとともに、メディアの興味・関心を喚起する効果的なPRを行うこと。
- ・実施にあたり、全ての関係者と適宜適切な連絡、調整を行うこと。
- ・上記の他、より効果的で機運醸成を図る企画があれば提案すること。

4. 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで（ただし、次年度以降の事業提案業務については令和6年11月29日（金）までに中間報告を実施すること）

5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、完了時に以下を納品する。また、成果品の管理及び権利は全て町に帰属するものとする。なお、町が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

(1) 「Smart Town YORO Project」の実現に向けた事業進捗管理

・本年度事業の運営サポートに伴う実績報告書（電子データと印刷物3部）

(2) 養老Pay及びデータ連携基盤事業の機能改善にかかるマネジメント

・本年度事業の運営サポートに伴う実績報告書（電子データと印刷物3部）

(3) 調査・研究の実施及び調査結果の分析、次年度以降の事業提案

・調査結果報告書（電子データと印刷物3部）

・中長期（3～5年程度）の事業提案書（電子データと印刷物3部）

(4) キャンペーン及びプロモーションの企画・実施

・キャンペーン及びプロモーションに伴う実績報告書（電子データと印刷物3部）

※成果品に係る電子データの保存形式及び提出方法については別途協議とする。

6. 納品場所

養老町役場 産業建設部 産業観光課

7. 著作権について

(1) 受託者の当該業務の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、業務の終了と同時に委託者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、本著作物に関する著作人格権を、委託者または受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。

(4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。

8 その他

(1) 提出された文書等が著作物に当たる場合でも、養老町情報公開条例の規定に基づき、公開することがある。

(2) 本業務の遂行にあたっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。

(3) 本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、「養老町個人情報保護条例」及び「養老町個人情報保護条例施行規則」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。

(5) 適正な人員と体制を整え、業務の各過程において、町と十分協議すること。

- (6) 業務の打ち合わせは、必要に応じて行うものとする。また、その打ち合わせ内容については記録し、町に提出するものとする。
- (7) 全ての提出書類は、返却しないものとする。
- (8) 調査資料及び報告書の詳細は委託者と協議の上で決定すること。
- (9) 委託者が、経過報告を求めた場合は、遅滞なく応じること。
- (10) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (11) この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、町と協議のうえ決定すること。